

publicity magazine
by Chiba Federation of Small Business Associations
chushokigyo-chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば



photo by T.Fumatogawa

館山駅（館山市）

Contents 【主な内容】

- トピックス p 3 第2回理事会・新春賀詞交換会開催
- 特集 p 4 営業秘密管理指針改訂版を公表（経済産業省）
- 施策 p 6 商工中金の融資制度
- 組合Q&A p 8 組合会計の原則～応益負担の原則と予算会計～
- 視点 p 10 街づくりのターニングポイント「まちづくり3法見直しの兆し」
- お知らせ p 12 千葉県最低賃金・産業別最低賃金改正決定
- 事務局訪問 p 13 （協）システムネット北千葉
- 景況 p 14 情報連絡員報告
- ご案内 p 15 中央会で取り扱っている共済制度

2006

2

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>



第2回理事会 新春賀詞交換会

本会は1月19日、千葉市内において平成17年度第2回理事会と新春賀詞交換会を開催した。

始めに坂戸誠一会長より、「連携組織の支援機関として、引き続き中核的な役割を果たせるよう全力を傾注してまいりたい」との挨拶の後、①本年度事業の進捗状況と収支報告が了承され、改正高年齢者雇用安定法に対応した、②規程改正が上程され、原案通り可決決定した。また、引き続き役員による賀詞交換会は来賓の皆様を交えて盛会裏に終了した。

官公需問題懇談会

本会は1月23日千葉市内において官公需問題懇談会を開催した。

これは、中小企業が直面している官公需受注に関する問題点を検討し、官公需受注の増大を図るためのもので、始めに全国官公需適格組合受注確保協議会の星野輝夫会長の「官公需適格組合の社会的責任について」と題する講演があり、その後、千葉県の官公需担当者もオプザーバーとして加わっていた。官公需適格組合の社会的責任への取り組みについて懇談した。

共同店舗協議会 新春賀詞交換会

千葉県共同店舗協議会（積田坦会長）は1月25日大網白里町において、県内視察研修と新春賀詞交換会を開催した。

はじめに、（協）大網白里ショッピングセンター（山岸要理事長）の沿革と「アミリイ」の概要説明を受けたあと、店舗内を視察。

その後、場所を移して賀詞交換会を開催し、盛会裏に終了した。

新設組合フォローアップ 研究会

本会は1月27日千葉市内において、公認会計士の高木清先生を講師に、設立後間もない組合を対象に、会計と税務に関する研究会を開催した。内容は①決算書の仕組みを理解する、②キャッシュフロー運営の考え方、③組合特有の会計処理、④決算関係書類の提出と監査、⑤法人税申告書別表4の所得計算の方法と消費税の届出、⑥組合の利益計画と予算編成。

組合運営特別講習会

本会は2月2日千葉市内において、中小企業診断士の大塚慎二先生を講師にお招きして、4月から施行される「新会社法と中小企業」をテーマに講習会を開催した。

新会社法の趣旨と背景から、①有限会社制度の廃止と株式譲渡制限会社、②合同会社制度とLLP、③会計参与制度、④企業組織再編の規制緩和、⑤剰余金分配に関する規制緩和等の新会社法のポイントについて説明があった。（新会社法については本誌10月号を参照。）

平成18年度経済見通しと 経済財政運営の基本的態度

政府はこのほど「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」を発表した。

【経済見通し】

それによると、平成18年度経済見通しについては、①消費及び設備投資が引き続き増加し、我が国経済は、民間需要中心の緩やかな回復を続けると見込まれる。②物価については、政府・日本銀行が一体となった取り組みを行なうことにより、デフレ脱却の展開が開け、消費者物価やGDPデフレーター（物価変動指数）も、年度を通じて見るとわずかながらプラスに転じると見込まれる。しかし、デフレからの脱却の判断に当たっては、物価の基調やその背景を総合的に考慮し、慎重に判断を行なうことが必要である。③こ

うした結果、平成18年度の国内総生産の実質成長率は1.9%程度（名目成長率2.0%程度）になると見込まれる。としている。

【経済財政運営の基本的態度】

また、平成18年度の経済財政運営の基本的態度として、政府は、「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、

「地方にできることは地方に」との方針の下、「経済財政運営と構造改革に関する2005」

（いわゆる「骨太の方針2005」）等に基づき、郵政民営化の着実な実施、政策金融改革、総人件費改革、資産・債務改革、市場化テストによる民間への業務開放・規制改革等を通じ「小さくて効率的な政府」を実現するとともに、規制・金融・税制・歳出等の改革を推進するなど、各分野にわたる構造改革を断行する。

こうした取り組みを進めることにより、経済活性化を実現し、民間需要主導の持続的な経済成長を図る。また、デフレからの脱却を確実なものとするため、政府は、日本銀行を一体となつて政策努力の更なる強化・拡充を図る。

なお、今後とも、経済情勢によつては、大胆かつ柔軟な政策運営を行なう。としている。

冬季の省エネルギーの推進を （関東経済産業局）

☆オフィス・工場・家庭では、暖かい服装を☆暖房機器は室温20℃を目安に☆省エネは夏も冬も季節にかかわらず年間を通して心がけましょう

■営業秘密の民事的保護

- 「不正競争」（営業秘密の不正な取得・使用・開示）行為に対し、差し止め、損害賠償、信用回復措置の請求が可能
- 民事訴訟において、秘密保持命令、インカメラ審理、公開停止が可能

■営業秘密の刑事的保護

- 営業秘密の不正な取得・使用・開示行為のうち、悪質な行為は、刑事罰の対象
- 国外犯（日本国内で管理されている営業秘密を海外で使用・開示する行為）も、刑事罰の対象
- 行為者のみでなくその者が所属する法人も処罰の対象
- *親告罪：営業秘密侵害罪は、公訴の提起に被害者等の告訴を必要とする犯罪です。

■物理的・技術的管理

- 記録媒体の管理（物理的管理）：①情報の区分と表示、②アクセス権者の特定、③媒体の保管、持ち出し制限、廃棄、④施設等の管理
- 情報自体の管理（技術的管理）：①マニュアル等の設定、②アクセス及びその管理者の特定、③外部からの侵入に対する防御、④データの消去・廃棄

■人的管理

- 営業秘密を開示する側と開示される側の双方が納得できる方法で、開示される側が負う責務の内容について共通認識を形成し、協力して管理していく
- 営業秘密の取り扱いに関するルール等について日常的に教育・研修を実施する
- 相手方（役員・従業員、派遣従業員、転入者、取引先など）に応じた適切な管理

■組織的管理

- 物理的・技術的・人的管理を実効的に行い、問題の発生時に的確に対応するための組織的

な管理が必要

- 自社の営業秘密（他者から正当に開示を受けたものを含む。）の、外部の漏洩だけでなく、自社の従業員等による他者の営業秘密の不正に取得・使用・開示を防止するための管理が必要

□自社の営業秘密の管理のための組織的管理

- 物理的・技術的・人的管理に加え、システムとして組織的に管理を行うことが重要です。このシステムを機能させるためには、①従業員等々の責任と権限を明確に規定する、②営業秘密管理に関する規程や手順を整備する、③実施状況を確認して、継続的に各種規程等の見直し・改善や事故・違反への対処を行なうことが必要です

□他社の営業秘密を侵害しないための組織的管理

- 従業員等が営業秘密侵害行為をした場合、企業が民事的・刑事的責任が問われる場合があると同時に、社会的責任という観点からその企業の評判に大きな影響を与える可能性があります
- 企業としては、最低限両罰規定による刑事的制裁を回避し、さらにビジネス上生じるリスクをいかに回避するか、という観点から、自社の従業員等による営業秘密侵害行為を未然に防止するため、個々の組合や企業の判断によって、積極的・具体的な措置をとることが必要です

□詳細については

経済産業省知的財産政策室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-3752

経済産業省

知的財産政策/不正競争防止ホームページ:

<http://www.meti.go.jp/policy/competition/index.html>

営業秘密管理

大事な情報を大切に保護する

経済産業省知的財産政策室は、「営業秘密管理指針」の改訂版を、昨年10月に公表した。

営業秘密管理指針は、企業が営業秘密の保護強化を戦略的に進める際の参考となるガイドラインで、2003年1月に公表された。

今回の改訂版は、改正された不正競争防止法（2005年11月1日施行）に沿い、内容を一新した。

以下「営業秘密を保護するための管理のあり方」を中心に紹介する。

■概要

- 営業秘密の管理は、どのような保護、成果を求めるかによって、それに必要な管理の水準は異なる
- 管理の対象（情報・人）の明確化により、過大なコストを避けつつ、実効的な管理を行うことが可能
- 少なくとも裁判例で保護の要件とされたレベルの管理は必要
- より厳格な「望ましい水準」の管理も参考にする

よう自衛策を講ずる必要があります。

- *営業秘密は、そのために極めて重要であり、自らの強みの源泉となる大事な情報です。
- *営業秘密を特定して絞り込むことにより、コストを抑えつつ、実効的な管理を行う必要があります。
- *あわせて、コンプライアンスが重視される時代において、企業は「自社の従業員が、他社の営業秘密を侵害しない」ための管理を行う必要性が、自社の営業秘密の漏洩防止の必要性とともに増大しています。

■営業秘密の管理の意義

- 自社にとって大事な情報を、大切に保護すること
- 自社の従業員が、他社の営業秘密を侵害しないこと
- 企業と従業員とが共通の意識を持って取り組むこと
- *営業秘密管理の出発点は、「自社にとって大事な情報を、大切に保護すること」です。企業価値の源泉は、他社との差別化にあり、企業は自らの強みを明確に意識して選択と集中を行なうとともに、それが他社に真似されない

■営業秘密の要件

- 秘密として管理されていること（秘密管理性）：①情報にアクセスできる者を制限すること、②情報にアクセスした者にそれが秘密であると認識できること
- 有用な情報であること（有用性）：当該情報自体が客観的に事業活動に利用されていたり、利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善に役立つものであること
- 公然と知られていないこと（非公知性）：保有者の管理下以外では一般に入手できないことが必要

■商工組合中央金庫法

(1)概要

商工中金の根拠法であり、その目的、役員、業務、商工債権、会計、監査等について定めている法律です。

(2)商工中金の貸付の仕組み

商工中金の貸付には一般貸付と特別貸付があり、一般貸付には商工中金の本・支店で直接行なう直接貸付と信用組合等に委託して行なう代理貸付があります。このうち直接貸付には、所属団体に対する貸付と所属団体の構成員に対する貸付があります。

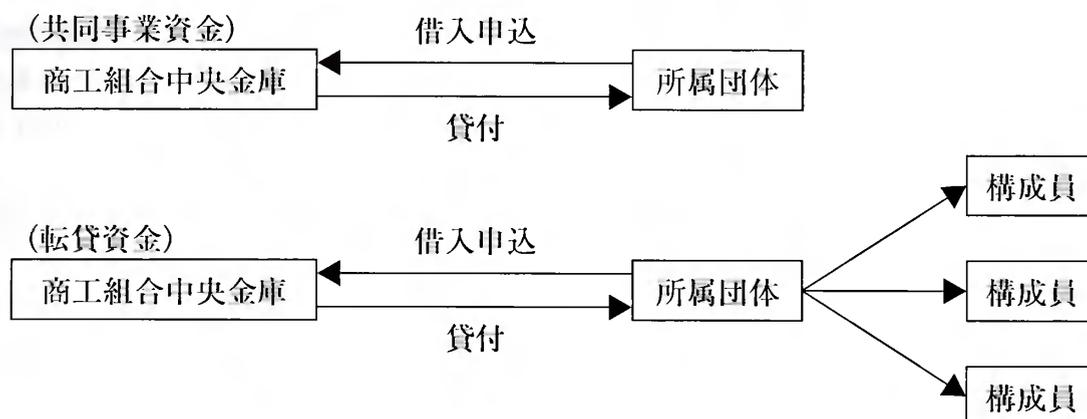
(3)所属団体に対する貸付の仕組み

所属団体に対する貸付には、所属団体の共同事業に必要な資金（共同事業資金）等の貸付と、所属団体が構成員の事業に必要な資金を融資するための資金（転貸資金）の貸付があります。

(4)所属団体の構成員に対する貸付の仕組み

これは、所属団体を通さずに、商工中金が直接構成員に対して行なう貸付で、借入申込には所属団体の同意が必要です。

所属団体に対する貸付の体系図



■申込み窓口

□商工中金

〒104-0028 東京都中央区八重洲2-10-17 TEL.03-3272-6111

□千葉支店

〒260-0028 千葉市中央区新町3-13 TEL.043-248-2345

□松戸支店

〒271-0092 松戸市松戸1846-2 TEL.047-365-4111

□浦安出張所

〒279-0025 浦安市鉄鋼通り2-1-6 TEL.047-355-8011

商工中金の融資制度

商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）は商工組合中央金庫法に基づき、中小企業等協同組合のほか主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑化をはかるため必要な業務を営むことを目的として昭和11年に設立されました。

商工中金の資本金は、政府の出資金と所属資格のある団体の出資金から成り立っています。出資金のほか預金の受入れ、債権の発行及び政府からの財政資金の受入れなどによって貸出資金源を賄っています。平成17年3月末現在の資本金は5,173億円で、うち政府出資は4,054億円、組合出資は1,119億円です。

また、商工中金は本店のほか全国各地に支店、出張所、事務所を計102店舗を持っています。このほか、小口資金の利用者のため、信用組合等を代理店として貸出業務を委託しています。

なお、昨年11月29日、経済財政諮問会議において、商工中金は財務基盤整備等のための移行措置が講じられた上で、完全民営化するとの方針が示され、平成20年度から、新たな経営形態になる予定です。

■ 貸付の対象

商工中金に所属資格のある団体のうち、実際に出資した団体（組合）とその構成員（組合員）及び商工中金の従たる業務としての一定の要件に該当する者に対する貸付に限られます。業種による制限は特にありませんが、いわゆる貸金業者は融資対象外です。また、遊興娯楽の事業にも原則として融資しません。

■ 貸出しの種類及び資金の用途

貸出しには証書貸付、手形割引、手形貸付及び当座貸越のほか商工債権等又は預金を担保とする貸付があり、資金用途は、設備資金及び運転資金です。この場合、組合員の必要とする資金は、原則として組合を通ずる転貸貸出しの方法を採りますが、組合の同意がある場合は、直接組合員を対象とする貸出しも取り扱っています。

さらに、各種国の施策に基づく特別貸付や独自の貸付制度を実施しています。

■ 貸付の条件

- (1)貸付限度：原則として組合200億円
組合員20億円
- (2)貸付利率：貸付対象の組合・組合員の別及び貸付期間等に応じて異なります。
- (3)貸付期間：原則として長期運転資金10年以内
設備資金15年以内
- (4)担保・保証人：必要に応じて徴求

■ 貸付方法

商工中金から借入れを行なう者は、商工中金の所属組合又はその組合員等であることが前提です。

申込は、商工中金の本・支店の窓口又は貸付業務を委託している信用組合等の窓口で受け付けています。申込書類に基づき調査（書面審査と実地調査）を行い、その結果適当と認められた場合貸付が受けられます。

組合Q&A

組合会計の原則

「応益負担の原則・予算会計」

協同組合の会計は、普通法人である会社のそれとは異なり、組合の性格からいくつの特徴がある。その組合会計の基本として挙げられるのは「応益負担の原則」と「予算会計」であり、この基本事項を理解しておく必要がある。

■応益負担の原則

協同組合が行なう事業は、それを二つの種類に分類することができ。その一つは、共同購買事業、共同金融事業等の経済事業であり、もう一つは教育情報事業、福利厚生事業等の非経済事業である。

協同組合においては、組合員のニーズに応じて、いくつかの経済事業又は非経済事業を行なっており、これらの事業遂行に要する経費については、これらの事業を利用する組合員がそれを負担するの

が原則である。この負担をいかに定めるかが、組合運営上の重要な課題である

が、これは組合員が組合事業を利用する分量に応じ、又は組合事業から受ける利益に応じて負担することになっている。

このような観点から、組合員によって利用する分量の異なる共同購買事業、共同金融事業等の経済事業に要する費用は、これを利用する組合員の取引高をベースとする取り扱い手数料をもって賄うこととなる。

これに対して、非経済事業である教育情報事業、福利厚生事業等の費用については、全組合員が等しくこれらの事業に参加し、その利益を受けることから、組合員が平等に負担する賦課金をもって賄うこととする。

このような費用負担の方式が、協同組合においては古くから尊重されてきた合理的な応益負担の原則である。

ただし、非経済事業を支える賦課金については、必ずしも完全な平等であることを要せず、組合員の売上高、資本金額、従業員数、店舗の間口の広さ等、組合員の事業規模に応じて平等であればよいとされている。組合員の事業規模に大小がある場合においては、非

経済事業から組合員が受ける利益は、組合員の事業規模によって異なるのであって、規模が大きくなる程受ける利益も大きいと考えられる。そこで、すべての組合員に同額を賦課する平等割と、組合員の規模に応じて賦課する差等割を併用する場合もある。

このような費用負担の関係を明らかにするために、協同組合における損益計算書は、会社のそれと異なり、事業別にその損益を示す必要がある。

■事業別損益計算

協同組合はいくつかの事業を兼営しているのが通例であるが、このような協同組合の損益状況をのり表示するには、事業別損益計算方式によらなければならぬ。

このとき、各事業にまたがって発生する間接費用を、いかにして合理的に各事業に配賦するかであるが、それぞれの費目の発生形態により、その費目に最も適した配賦基準を定め、これに基づき費用配賦表上において各事業に配賦していく手続きをとる。

業に属するものがはっきりしているもので、それぞれの事業別にその事業に属する収益であることを示す勘定科目を設け、収入の都度事業別に区分けし、総勘定元帳に記帳する。

各事業に属する収益の科目としては、共同購買事業における組合員売上高、共同金融事業における貸付金利、教育情報事業における賦課金収入等がある。

【費用の区分】

直接費は各事業に要する費用のうち、各事業に固有のものは、それぞれの勘定科目を設け発生の都度、区分して記録する。

例えば、共同購買事業における商品仕入れ高および商品配送費、共同金融事業における借入れ金利、教育情報事業における機関誌発行費等がこれに当たり、総勘定元帳上においてそれぞれに科目を設定して記帳する。

共通費の配賦計算については、多くの協同組合にあっては、単一の事務局によりいくつかの事業を行なっており、そこに発生する給料手当て、通信費、消耗品費、貸料等の費用は、各事業にまたがって発生するが、これを発生

都度各事業に区分することは煩雑であるため、総勘定元帳においては、全ての事業に対し一つの勘定科目とし、元帳上に記帳された金額を、各費目ごとに、それぞれの費目に適した基準により各事業に配賦する計算を行なう。

この共通費の各事業への配賦計算は、事業別損益計算を行なうために欠くことのできない手続きであって、この配賦は総勘定元帳の上で行なわれるのではなく、損益計算書の一部を構成する費用配賦表の上で行なわれる。この場合、配賦基準をいかに定めるかであるが、それぞれの組合において、もっとも合理的でしかも実務的な基準を採用しなければならぬ。一般的には、職員給料手当て、福利厚生費等については、職員の職務時間を、印刷費、消耗品費等については実際の支出額を、減価償却費、賃貸料等については使用面積を配賦基準として採用している。

事業別損益計算の結果、ある経済事業に大きな利益が出た場合、応益負担の原則に基づき、その経済事業を利用した組合員に対して、その年度の利用状況に応じて、

その組合員が支払った取り扱い手数料の一部を払い戻す利用分量配当の制度がある。

■ 予算会計

協同組合は、その事業遂行のために要する費用を、その構成員たる組合員から徴収し、それによって組合員のための事業を行なうことを目的としている。

その負担は前述のように応益負担の原則により、経済事業に要する費用は取り扱い手数料として、非経済事業に要する費用は平等割又は平等割と差等割を併用した賦課金として徴収する。

このように、構成員たる組合員からの収入によって運営される協同組合にあつては、年度の支出予定額を見積もり、これに見合う取り扱い手数料及び賦課金を算定し、これを総会に上程して承認を求めなければならない。

総会の承認を経た収支予算が、その年度の途中において収支の実績が当初の予算を大きく逸脱する見通しとなった場合には、臨時總會を招集し、収支予算の修正案の承認を得る必要が生ずる。

収支予算とは、厳密には現預金の収入支出の予算であると解され

るが、非出資の商工組合や非経済事業のみを実施している協同組合のように賦課金のみで運営される組合を除き、経済事業にかなりのウエイトが置かれている組合にあっては、厳密な収支の予定を立てにくいのが実情であるところから、中小企業等協同組合経理基準では、この収支予算に「見積損益計算書」なる副題を与え、その内容に弾力性を持たせている。

【資金計画表】

ところで、収支予算に見積損益計算書なる副題を与えた場合には、借入金又は増資による固定資産の購入、あるいは減価償却をもって借入金を返済するような損益に関係しない資金の動きは、収支予算に表示されないこととなる。

そこで、見積損益計算書なる性格の収支予算を補完するために、損益に関係しない資金調達ならびに運用計画を別途提示する必要がある。これが資金計画表である。

経理基準に示される資金計画表の資金調達の内容は、借入金、増資、目標利益のほか、現金支出をともなわない費用である減価償却、退職給与引当金繰り入れ等の

予定を含み、資金運用側は損益計算上費用とならない支出項目である固定資産購入、借入金返済、配当金の予定を記載し、資金調達額と資金運用額の差額として運転資本の増減が示される。

本来、運転資本とは、流動資産と流動負債の差額であるから、資金調達側は運転資本の増加要因である固定資産の減少、固定負債の増加、資本の増加の各項目を、資金運用側は運転資本の減少要因である固定資産の増加、固定負債の減少、資本の減少の各項目を表示して、その差額として運転資本の増減額が計算されることになる。なお、このように資金計画表は見積損益計算書を補完する目的をもつものであるから、損益に関係しない多額な資金の調達並びに運用がなされる予定年度においてのみ作成され、その他の年度においては特に作成を要しない。

詳細については

□ 本会指導相談室

TEL 043・242・3277

□ 銚子支所

TEL 0479・24・1570

□ 松戸支所

TEL 047・368・3992

「マツクリ三法」の目

「立地規制」いろいろ経済学

街づくりのターニングポイント「まちづくり三法」見直しの兆し

大型店の郊外出店規制への動きが高まり、「まちづくり三法」の見直し気運が加速している。平成十年から十二年にかけて、米国からの強い働きかけと消費者利益の実現という流れに乗って、大店立地法、中心市街地活性化法、都市計画法の改正が行われた。

大型店の出店を規制していた大店法が廃止され、大手流通業を中心に郊外への出店が加速したのは、中心市街地の渋滞緩和のために、市街地を避けるようにバイパスを建設した道路行政の後押しも大きかった。

沈む宇都宮の中心街

宇都宮市の中心街では、十字屋の退店を皮切りに「109」宇都宮店まで、中心市街地で八店もの大型店が閉店に追い込まれた。市郊外に大型店の進出が進み、にぎわいの場が移った。中でも目立つのが都市計画法に基づく工業地域と準工業地域への大型店の出店であり、中心市街地の渋滞緩和を目的として完成した三本の環状バイパス沿いの準居住地域にも、家電量販店やホームセンター等が集積し、消費拠点の分散化に拍車をかけてしまった。

大型店出店規制「福島の乱」

福島県北部の伊達市における五万五千平方メートルのイオンモール出店構想に対して、県が門前払いを行った。予定地は市街化調整区域であり、県としては用地変更を認めない方針だという。更に一歩先

んじて福島県では「商業まちづくり条例」を制定し、店舗面積六千平方メートル以上の小売商業施設の立地について、大店立地法の届出に先行して届出手続きを規定した（平成一八年十月一日施行）。こうした動きが全国に広がりつつあり、熊本県では、昨年十二月に店舗面積一万平方メートル以上の立地に関するガイドラインを施行し、大型店の社会貢献に指針を持ち出している。

郊外拡散にブレーキ

政府・与党がまとめた「まちづくり三法」の見直し案は、大型店の郊外出店に歯止めをかけようとするもので、バランスのある街づくりを考える上で、時宜にかなう施策といえる。まちづくり三法見直し検討ワーキングチーム座長の甘利衆院議員によれば「米国からWTO違反だといわれ、大型店が自由に立地できるようになった結果、中心市街地が疲弊してきた。

このため、中心市街地活性化法を作った。しかしアクセル施策があったが、郊外にまちが拡大するブレーキ施策はなかった」と述べている。同ワーキンググループによるまちづくり三法改正の理念と方向は次図のとおりである。

理念や政策支援手法等を定める基本的な法律も視野
中心市街地活性化法を根本改正
市街地集約とにぎわい回復の一体的推進

様々な都市機能の市街地集約 郊外開発へのブレーキ

- 都市機能全般の計画的配置を担っている「都市計画体系」での対応を基本
- 郊外に行くほど規制が厳しくなる体系への移行
→農地を含めた都市計画区域外の地域、市街化調整区域における規制強化など
- 大型店のみならず都市機能全般を視野に入れた見直し
→商業調整にならない制度設計。そのためにも、制度の公平性・透明性 確保のためゾーニング手法(用途制限)を基本
- 周辺市町村への影響に対応するための広域調整の仕組みの導入

中心市街地のにぎわい回復 中心部再生に向けてのアクセル

- バラキではなく「選択と集中」による重点的な中心市街地支援
- 商業機能のみならず、様々な都市機能の強化に向けて、総合的なタウンマネジメント体制の構築
- 商業活性化等に向けた取り組みを推進するための支援等も重要

まちづくり3法とは
～地方公共団体が主体～

大型店の立地に際して、「周辺の生活環境の保持」の観点からの配慮を求める。配慮事項を指針で明確化。

→大店立地法(平成12年～)

中心市街地活性化のための8府省庁で「市街地の整備改善」「商業等の活性化」を一体的に推進。

→中心市街地活性化法(平成10年～)

地域ごとの大型店の適正な立地を求める。

・特別用途地区の類似多様化

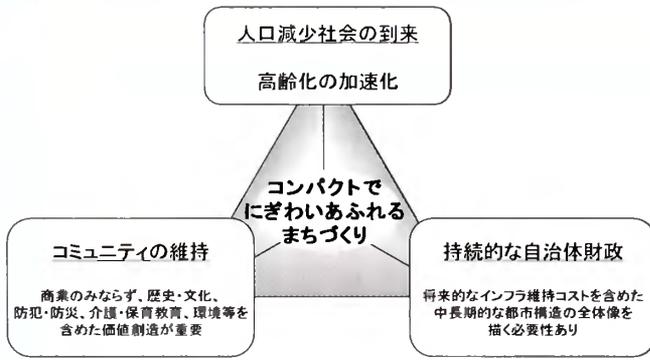
・特定用途制限地域等の導入

→都市計画法の改正等(平成10年～)

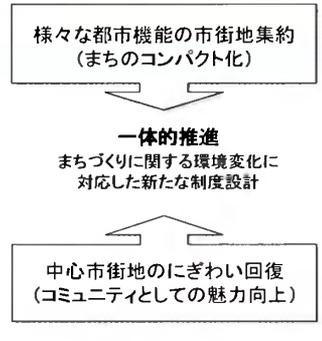
このように、消費行動が多様化するなかで、郊外と市街地の対立構造は簡単ではない。ただ、百貨店法から大店法、改定大店法へと

街と市場経済のせめぎあい

【基本的な方向性】



【施策の方向性】



姿を変えたが市場経済と街づくりとの調和が図られず、現実には零細商店の衰退だけが際だっている。一九八二年に従業員二人以下の商店数は一〇三万六千店あったが、〇四年には五三万九千店に激減した。

「米でも「ウォルマート」規制
米国の地方自治体でも大型店の出店を批判する動きが広がっている。ミシガン州のフランケンマス市議会は、店舗面積の上限を定める「リテール・サイズ・キャップ」規制を可決した。六万五千平方フィート(約六千平方メートル)を超す大型店の出店を原則認めない規制だ。観光が重要産業の小さな街だけに、地元商業の空洞化のほか、交通事故の悪化や犯罪増加を懸念、地元約三千人の市民が、ウォルマート阻止の嘆願書に署名した。アメリカ国内で三千七百店もの店舗をもつ同社の独走態勢が勢いを増すにつれ、古くからの商店が廃業に追い込まれ、街の姿が一変する」という「ウォルマート脅威論」が台頭している。

日本においても、新たな大型店の必要性について、意識が変化しており、「不要だと思ふ」が半数を超えた調査結果もある。

姿を変えたが市場経済と街づくりとの調和が図られず、現実には零細商店の衰退だけが際だっている。一九八二年に従業員二人以下の商店数は一〇三万六千店あったが、〇四年には五三万九千店に激減した。

米国の地方自治体でも大型店の出店を批判する動きが広がっている。ミシガン州のフランケンマス市議会は、店舗面積の上限を定める「リテール・サイズ・キャップ」規制を可決した。六万五千平方フィート(約六千平方メートル)を超す大型店の出店を原則認めない規制だ。観光が重要産業の小さな街だけに、地元商業の空洞化のほか、交通事故の悪化や犯罪増加を懸念、地元約三千人の市民が、ウォルマート阻止の嘆願書に署名した。アメリカ国内で三千七百店もの店舗をもつ同社の独走態勢が勢いを増すにつれ、古くからの商店が廃業に追い込まれ、街の姿が一変する」という「ウォルマート脅威論」が台頭している。

日本においても、新たな大型店の必要性について、意識が変化しており、「不要だと思ふ」が半数を超えた調査結果もある。

姿を変えたが市場経済と街づくりとの調和が図られず、現実には零細商店の衰退だけが際だっている。一九八二年に従業員二人以下の商店数は一〇三万六千店あったが、〇四年には五三万九千店に激減した。

大型店の出店規制

○=制限なし、△=原則禁止、×=禁止

		現行	改正案
市街化区域	商業地域、近隣商業地域	○	○
	準工業地域	○	△※
	第二種住居地域、工業地域など	○	×
	第一種住居地域など	×	×
市街化調整区域		△	×
郊外の規制空白地域		○	×
農地(転用後)		○	厳格化

※三大都市圏と政令指定都市は○

こうした中、大型商業施設の郊外進出を規制する目玉として、次のような都市計画法改正案を国会に提出することとなった。

「新たな大型店の出店は必要か」



(参考)昭和57年調査「新たに大型スーパーに開店して欲しいか」



とが渴望されているのである。

こうした命題の実現には、大型店も小売業者も、住民もある意味で経済原理優先の考えやライフスタイルで行動しがちである。だからこそ重要なのは指導機関、特に行政の役割である。街づくりの骨格をつくり、それをデザインしながら、企業・住民・各種団体との調整を行いながら、コンパクトでコミュニティ溢れるキラリとした街づくりへの方向性を打ち出すことが

こうした命題の実現には、大型店も小売業者も、住民もある意味で経済原理優先の考えやライフスタイルで行動しがちである。だからこそ重要なのは指導機関、特に行政の役割である。街づくりの骨格をつくり、それをデザインしながら、企業・住民・各種団体との調整を行いながら、コンパクトでコミュニティ溢れるキラリとした街づくりへの方向性を打ち出すことが

の一員としての自覚を持つ。

①街づくりに対するブランドデザインをしっかりと上げる。②人口減少、高齢化社会に備えたコンパクトな街づくりを目指す。③大型店は買物機能の充足ばかりでなく、街づくりという点でも社会貢献を行う。④商業者は地域文化とコミュニティの担い手としての活動意識を持つ。⑤消費者は物を安く買うことを優先するばかりでなく、地域

の一員としての自覚を持つ。

大型店の郊外出店が一面において社会のマイナス要因をもたらす中で、中心市街地の活性化を目指すためには、次の命題が考えられる。

新たなまちづくりの方策

千葉県最低賃金・産業別最低賃金 改正決定のお知らせ（千葉労働局）

改正千葉県最低賃金は昨年10月1日に発効しましたが、その後、千葉県産業別最低賃金（7業種）の改正決定が次のように行なわれて12月25日から施行されております。

千葉県最低賃金

682円

産業別最低賃金

【調味料製造業】

（味噌製造業を除く。）

771円

【鉄鋼業】

800円

【一般機械器具製造業】（事務用・サービス用・民生用機械器具製造業、その他の機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用シヨベルトラック製造業及び縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業を除く。）

789円

【電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業】（電球・電気照明器具製造業及び電気計測器製造業を除く。）

786円

【精密機械器具製造業】

771円

【各種商品小売業】（衣・食・住にわたる各種商品を小売する事業所で、その事業所の価格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない事業所。）

751円

【自動車（新車）小売業】

781円

*1. 千葉県最低賃金は千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、産業別最低賃金が設定されている産業のすべての労働者及び使用者は、該当する産業別最低賃金が適用されます。

*2. 支払い賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外手当、深夜手当等は除外します。

*3. お問い合わせは

千葉労働局賃金室

TEL 043・221・2328

あるいは最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい

▼千葉労働基準監督署

TEL 043・241・8383

▼船橋労働基準監督署

TEL 047・431・0181

▼柏労働基準監督署

TEL 04・7163・0245

▼銚子労働基準監督署

TEL 0479・22・8100

▼館山労働基準監督署

TEL 0470・22・0194

▼木更津労働基準監督署

TEL 0438・22・6165

▼茂原労働基準監督署

TEL 0475・22・4551

▼成田労働基準監督署

TEL 0476・22・5666

▼東金労働基準監督署

TEL 0475・52・4358

● 労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きはお済みですか ●

知らないのは問題です。入らないのは大問題です。

労災保険に未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されました。

労働者を1人でも雇っている事業主は、労災保険の加入手続きを行なわなければなりません。この場合、事業主は労働者を雇い入れた日から10日以内に所定の保険関係成立届を労働基準監督署に提出することにより、労災保険の加入手続きを行なわなければなりません。

昨年11月1日から、労災保険未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されています。これにより、事業主が労災保険の加入手続きを怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収するほかに、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主から徴収することになります。

(協) システムネット北千葉

専務理事・事務局長 石川 雅 浩



【組合概要】

当組合は当初浦安と市川市の貨物自動車運送事業者が組合員の取り扱う貨物の共同受注と共同配車を目的に昭和56年1月に設立された。将来的には浦安埋立地への集団移転による共同配送センターの建設も計画されていたが、この計画がなかなか進まず、それにつれて組合事業も停滞していった。

そんな折、千葉県北部地域でローカルエリアネットワークを活用した新しい物流システムを立ち上げたいと考えていたメンバーが参加して平成8年8月に事業目的と名称を変更して、現在の(協)システムネット北千葉が誕生した。

当組合は日本最大級の日本ローカ

ルネットワークシステム(協連)の一員として、パソコン、モバイルを媒体とした求車・求荷情報をリアルタイムで共有し、県内はもとより全国的なネットワークを構築している。

組合員数は6社、配車台数は268台で、事務局は野田市の(有)石川運輸内にある。

業界は一都三県でのディーゼルの排ガス規制や軽油の高騰などのコストアップ要因があるにもかかわらず、長年の景気低迷の影響から需要



～新しい物流ネットワークシステムの構築～

所在地	野田市吉春519～4 (有)石川運輸内
設立	昭和56年1月
代表理事	原 富義
組合員数	6名(出資金320万円)
主な事業	自動車運送取扱事業、共同購買事業、金融事業、教育情報事業

が低迷し、荷主との力関係が弱く、過当競争もあって運賃の値が通らず、バブル期の2分の1にまで下落して苦しい状況だそうだ。

【石川専務理事・事務局長の横顔】

石川運輸は石川専務のお父さんが、戦後オート三輪1台から立ち上げた運送会社で現在の保有台数は23台。関連企業としてタクシー会社も経営している。

石川専務は昭和35年4月野田市生まれ。学校を卒業後、自動車のディーラーに勤めた後、石川運輸に戻り、30歳のときに損保会社の研修を受けて代理店を開業している。

石川さんは、自分の会社やタクシー会社の経営に携わりながら、奥

様と二人で組合の事務局を預かっていて、このほど中小企業組合士の資格も取得した。

現在の石川さんは、①石川運輸の役員、②損保代理店の役員、③組合の専務・事務局長、④タクシー会社の役員代行と多くの仕事を抱えながらJCやボイスカウトにも参加している。趣味はクレー射撃とマイクロライトプレーン(飛行機)の操縦、週3回の水泳と、まさに休む暇もなく活躍されている。

これからの夢をお伺いしたところ、地元野田の街づくり、町興しだそうで、昨年の7月には趣味の飛行機を生かした、「スカイ・レジャー・ジャパンin野田」の事務局長(野田スカイスポーツ振興会会長)としてイベントの運営に尽力された。

ご家族は奥様と3人の子供さんにご両親の7人家族で野田市に在住。



情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向 &トピックス・12月

■味噌製造 **【県下全域】**
業界全体として1月～10月の出荷状況は前年比98・6%でした。

■製材 **【県下全域】**
国産材の原木相場は価格の下落傾向が止まらないまま1年が経過した。素材・製材共に供給過剰気味で在庫を整理するのがやつとであり、プレカットも一時に比べると操業率が落ち込んできており、いずれを見ても新たな展望が開けないでいる。

■印刷 **【千葉】**
入札システムには価格に下限がないために、半値8掛け料金が横行している。このために業者も困るが、過剰安値ということで次回の入札で応札者がいないケースもあり、県も困っている。請負制又は最低価格制への移行を陳情している。

■生コン製造 **【県下全域】**
前年同月比114%、4月～11月累計前年比120%、地域偏差はあるものの、トータルとして上昇傾向にあり、今後このカーブを期待しているが、先

官公需依存の強かった業者は現在仕事不足である。

■建築材料卸売 **【県下全域】**
景況が上向いてきているといわれているが、セメント建設関連では公共事業予算が圧縮されたことにより実感できない。さらに、災害復旧が一段落すれば一層低迷が懸念される。

■鉄工 **【千葉】**
IT関連の部品加工はやや上向きで、全体的には横ばいながら良好である。これから年度末への見通しは良いと見る。

■鉄鋼 **【千葉】**
景況に関しては安定している。自動車業界、建設業界が引き続き好調なために良い状態が続いている。

■機械金属製造他異業種 **【流出】**
売上は増加傾向にある。しかし、石油関連製品を扱っている企業の収益状況は厳しい。

■土砂採取 **【銚子市他】**
稼働はしているが、公共事業の受注が減少しているために価格競争が激しい。

行きは不透明。

■中古車仕入・販売 **【県下全域】**
直販、ポータス商戦も不発であった。また、寒波などの天候不順やタマ不足など構造的な問題の影響が例年とは全く異なる低水準で推移している。

■小売 **【東金】**
クリスマスまでは、昨年より若干良かったようだ。年末が若干期待していたより低かった。後半は、寒くなり衣料関連も数字が上向いてきた。

■小売 **【野田】**
今年は、寒波の影響でコートやオーバーなどの冬物衣料の売れ行きが好調だ。歳末商戦にも寒波が思わぬ援軍になった。

■農業機械販売整備 **【県下全域】**
日本農業に本当の改革がなければ、この厳しい国際競争を乗り切っていくことは不可能であり、当業界にも例年になりに激しい変貌が求められている。即ち当業界には永い経験と技術の蓄積を営農や栽培に転居し支援してゆくことが求められる。特に今年は寒冷地の北海道が亜熱帯植物の生産地になりつつある。米の消費減や米仙安の中でどう差別化をはかり存続してゆくのかが問題だ。

■小売・サービス **【勝浦】**
株価の上昇など好材料があります。房総地区は依然として低迷状態が続いておりませんが、若干ですが回復の兆しが見えてきたかというのが現状です。ただ重油等の値上げによる影響が懸念されます。

■小売・サービス **【銚子】**
寒波の影響で前年より暖房用品の動きが良い。

■小売・サービス **【習志野】**
景気の回復が、末端の商業に早くフィードバックされることを望んでいます。

■小売・サービス **【千葉】**
企業の忘年会が増加してきた。また、お歳暮、クリスマス、正月用品（食料品）が例年よりも大きく伸びた。さらに、例年になりに寒さで、防寒用のコート、洋服類も多く出ています。

■建設 **【県下全域】**
当連合会加入組員の官公庁（国、県、市町村）からの受注額は71億3千万円であった。前月比では、13億8千8百万の減少であり、前年同月比でも4億6千6百万円の減少であった。

■情報連絡員会議 **【野田】**
まだ景況が良いのか、悪いのかどちらともいえない感じです。

■小売・サービス **【いすみ】**
暖冬予想が一転して寒い日が続く中、冬物衣料をはじめ防寒用品全般の売れ行き好調。年越しと共に動きの鈍くなる商品等の年明けの動きが楽しみです。

■建設 **【県下全域】**
稼働率は引き続き好調を持続している。

■学習塾 **【県下全域】**
京都の大手塾で起こった事件が、我々中小塾にもその影響が及んできて、生徒の安全対策が問題視された。経産省や文科省との対話も行なったが、大手塾と中小塾とは大きな差があり、ひとくくりに「塾」で処理されるのは困る。

■建設 **【県下全域】**
当連合会加入組員の官公庁（国、県、市町村）からの受注額は71億3千万円であった。前月比では、13億8千8百万の減少であり、前年同月比でも4億6千6百万円の減少であった。

■情報連絡員会議 **【野田】**
まだ景況が良いのか、悪いのかどちらともいえない感じです。

■2月17日（金）午後3時

■オークラ千葉ホテル

■懇親会費50000円

中央会共済事業のご案内

本会は、主に次のような共済事業を取り扱っています。

□三井生命との提携共済

▼特定退職金共済制度

これは中央会が実施するもので、この採用により法律で定められた従業員の退職金支払いのための保全措置が講じられます。

▼個人年金

法人の役員、従業員のための個人年金共済です。

▼総合保障プラン

経営者、従業員のための総合保障共済です。

▼オーナーズプラン

経営者の事業承継対策とリスクマネジメントのための共済です。

三井生命保険㈱

千葉ブロック

TEL 043・225・2812

□三井住友海上との提携共済

▼団体傷害保険

会員事業所の従業員が業務上または通勤途上の災害を被った場合に保険金が支払われる制度です。中央会の会員団体の構成

員は大幅な保険料の割引があります。

▼団体自動車保険

会員事業所の業務用自動車はもとより、役員・従業員の皆さまのマイカーも約5%の割引で有利な団体扱いでご加入いただけます。

▼労災保険制度

会員事業所の従業員が業務上または通勤途上の災害を被った場合に役立つ「労災総合保険」に有利な団体契約でご加入いただけます。

▼休業補償保険制度

会員事業所の従業員が病気やケガで仕事に全く従事できなくなった場合にお役に立つ「所得補償保険」に有利な団体契約でご加入いただけます。

三井住友海上火災保険㈱

千葉支店千葉中央支社

TEL 043・225・2716

□中小機構の共済

▼中小企業倒産防止共済制度

取引先事業者が倒産し、これに伴い売掛金債権等（売掛金債権・前渡金返済請求権）について回収困難となった場合に、共済金の貸付が受けられます。取

引先に不測の事態が生じた場合に中小企業を応援する共済です。

▼小規模企業共済制度

小規模企業の個人事業主または会社等の役員（①常時使用する従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の個人事業主及び会社の役員、②事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員、③常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員）の方が事業を止めたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済で、いわば経営者の退職金制度。

中小企業基盤整備機構

共済相談室

TEL 03・3433・7171

□全国中央会の共済

▼中小企業PL保険

PL法に対応した制度。

▼個人情報漏えい賠償責任保険

個人情報保護法に対応した制度。

三井住友海上火災保険㈱

千葉支店千葉中央支社

TEL 043・225・2716

組合決算講習会のご案内

日時 2月24日（金）

午前10時～午後4時

場所 情報センター5階会議室

参加費 1名4000円
（昼食代を含む）

内容 ①組合の決算手続き
②組合の税務申告

講師 公認会計士 高木清先生

申込 本会組織振興部

TEL 043・242・3277

組合役員講習会のご案内

日時 3月2日～3日

場所 勝浦ホテル三日月

参加費 1名2万円

*詳細については、追って文書でご案内いたします。皆さまのご参加をお待ちしております。

【お詫びと訂正】

前月号の新年協賛広告で、千葉県共同店舗協議会の会長名は積田坦様、千葉県産業廃棄物処理業（協）の代表理事名は岡林聰様、（協）シー・ティー・ティーの代表理事名は石井孝幸様でした。お詫びして訂正いたします。

□表紙のメモ「館山駅」

内房線の館山駅は大正8年の開業時には駅が合併前の旧北条町の中心にあつたために北条駅と言われていたが、昭和21年に現在の駅名に変更された。

今の駅舎は地元住民の長年の念願であつた市街地の東西を自由に往来できる通路を兼ねたもので、平成11年に完成した。

スペイン風の屋根と白壁にヤシの葉の緑が映えるたずまひは、観光客などの来訪者を温かく迎えている。

編集後記

from the editor

年が明けるとこんなにも違うものかなと思われるほど、大企業を中心に経営者のマインドが明るくなつてきている。

この景況感の回復が中小企業や一般消費者にも実感できるような、本格的な立ち直りが求められます。

本誌はこれからも連携組織の活性化に役立つ情報を掲載していきますので、引き続きご購入下さるようお願い致します。

Email:

funatogawa@chukai-chiba.or.jp